

○土浦市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日水道規程第1号

改正

平成14年12月27日水道規程第3号
平成17年3月30日水道規程第3号
平成19年3月30日水道規程第5号
平成23年2月1日水道規程第1号
平成29年4月1日水道規程第1号
令和4年3月31日水道規程第3号

土浦市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、土浦市水道事業給水条例（平成10年土浦市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成するものとする。

2 給水装置には、止水栓筐(きょう)、水道メーター、メーターボックスその他の附属用具を備えなければならない。

(給水管の口径)

第3条 給水管の口径は、給水装置の所要水量、給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めるものとする。

(受水槽の設置)

第4条 一時に多量の水を使用する箇所その他市長が必要と認める箇所には、受水槽を設置しなければならない。ただし、事前に協議を行い、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(危険防止の措置)

第5条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

3 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

(給水管防護の措置)

第6条 開きよを横断して給水管を配管するときは、当該開きよの下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 軌道下その他電しょく又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠蔽にかかわらず防寒装置を施さなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第7条 条例第5条第1項の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(給水装置工事の設計審査手続等)

第8条 水道法（昭和32年法律第177号。第20条において「法」という。）第16条の2第1項の規定により市長の指定した指定給水装置工事業者が行う給水装置工事の設計審査及び工事検査の手続については、土浦市指定給水装置工事業者規程（平成10年土浦市水道規程第2号）に定めるところによる。

(受水槽以下の装置の設計図等の提出)

第9条 受水槽以下の装置について、市長が設計図その他必要な書類の提出を求めたときは、これに

応じなければならない。

(給水装置工事の申込みの取消し)

第10条 申込者は、給水装置工事の申込みを取り消そうとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(給水契約の申込み)

第11条 条例第13条第1項の承認を受けようとする者は、水道の使用を開始しようとする日の前日までに水道使用開始申込書兼変更・中止届出書(様式第2号)を提出しなければならない。

(代理人の届出)

第12条 条例第14条の規定による代理人の選任の届出は、代理人選任届出書(様式第3号)によって行わなければならない。

(管理人の届出)

第13条 条例第15条の規定による管理人の選定の届出は、管理人選定届出書(様式第4号)によって行わなければならない。

(標識の掲示)

第14条 水道の利用者は、市が交付する標識(様式第5号)を門戸等の見やすい場所に掲示し、又はメーターボックスの蓋の内側に油性のインク、塗料等により黒色で水栓番号を記入しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第15条 条例第18条第1項各号の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによって行わなければならない。

(1) 水道の使用をやめ、又は用途を変更するとき 水道使用開始申込書兼変更・中止届出書

(2) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき 私設消火栓演習使用届出書(様式第7号)

2 条例第18条第2項各号の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによって行わなければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき 水道使用開始申込書兼変更・中止届出書

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届出書(様式第8号)

(3) 消防用として水道を使用したとき 私設消火栓/専用給水装置/消防使用届出書(様式第9号)

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき 管理人変更等届出書(様式第10号)

(給水装置及び水質の検査請求)

第16条 条例第21条第1項に規定する給水装置又は水質の検査の請求は、給水装置/水道水質/検査請求書(様式第11号)によるものとする。

(定例日の設定及び変更)

第17条 条例第24条に規定する定例日は、点検戸数分散度、点検能力等を考慮して定める。定例日の変更についても、また同様とする。

2 日曜日、休日、雨天等のため既定の定例日に点検することができないときは、一時その定例日を変更することができる。

(使用水量の認定)

第18条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、直前3か月間における使用水量その他の事実を考慮して算定し、これにより難しいときは、見積量による。

(概算料金の算定)

第19条 条例第27条第1項に規定する概算料金は、その用途、規模、使用期間その他の事情を考慮して使用水量を推定し、その料率を定めて算定する。

(立入検査の身分証明書)

第20条 法第17条第2項に規定する給水装置の検査に従事する職員の身分証明書の様式は、立入検査証(様式第12号)とする。

(簡易専用水道等以外の貯水槽水道の管理等)

第21条 条例第37条第3項の規定により、簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が行うべき管理及び管理の状況に関する検査は、土浦市安全な飲料水の確保に関する条例施行規

則（平成26年土浦市規則第1号）第17条及び第18条の規定の例により行うものとする。

（補則）

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（水道メーターの戸別検針等の業務の特例に関する規程の一部改正）

2 水道メーターの戸別検針等の業務の特例に関する規程（昭和54年土浦市水道規程第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成14年12月27日水道規程第3号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月30日水道規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日水道規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成23年2月1日水道規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日水道規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規程による改正後の土浦市水道事業給水条例施行規程様式第2号は、この規程の施行の日前においても、用いることができる。

付 則（令和4年3月31日水道規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 6 断水又は減水に伴い、営業その他業務に支障を来すときは、貯水槽給水方式としてください。
- 7 給水管口径に対し、給水栓数が基準より多いことや管の距離が長いことが原因で、水量・水圧不足が予想される場合は、自己責任で使用してください。
- 8 止水栓から宅地側で漏水を発見した場合は、速やかに修理してください。
- 9 水道以外の管と接続しないでください。
- 10 井戸水等で使用していた既存の配管を利用して、水道に切り替える場合は、漏水等が生じても自己責任で処理してください。
- 11 道路に埋設した給水管は、市の維持管理上、接続、撤去等の変更工事をする場合があります。

※水道課決裁欄(記入しないでください。)

水道技術管理者	課長	業務係長	給水係長	係

様式第2号(第11条、第15条関係)
 様式第2号(第11条、第15条関係)

年 月 日

(申込先・届出先) 土 浦 市 長

申込者・届出者 住 所:

氏 名:

電話番号: _____

水道使用開始申込書兼変更・中止届出書

次のとおり申し込み、又は届け出ます。

給水装置 使用場所	土浦市				
水栓番号		量水器番号			
指 針	m ³	口 径	mm	検定期限	年 月
区 分	(ア) 使用開始	(イ) 使用者変更	(ウ) 用途変更	(エ) 使用中止	
開始・変更日	年 月 日	届出理由			

使用 者	新	住 所			
		氏 名	(フリガナ)	電話番号	
	旧	氏 名			

納 付 書 送 付 先	<input type="checkbox"/> 使用者住所 <input type="checkbox"/> 申込者・届出者住所 <input type="checkbox"/> その他(下に記入してください。)		
	住 所:		
	氏 名:	電話番号:	

用 途	新	家事用	団体用	工業用	営業用	その他()
	旧	家事用	団体用	工業用	営業用	その他()

※ 住宅地図(区画が分かるもの)を添付してください。

受付番号 _____

課 長	係 長	係	給水係

代理人選任届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

届出者 住 所.....
.....
氏 名.....
電話番号.....().....

私(給水装置所有者)は、次の者を代理人に選任いたしましたので、届け出ます。

代理人 住 所

氏 名
電話番号 ()

管 理 人 選 定 届 出 書

年 月 日

(届出先)土浦市長

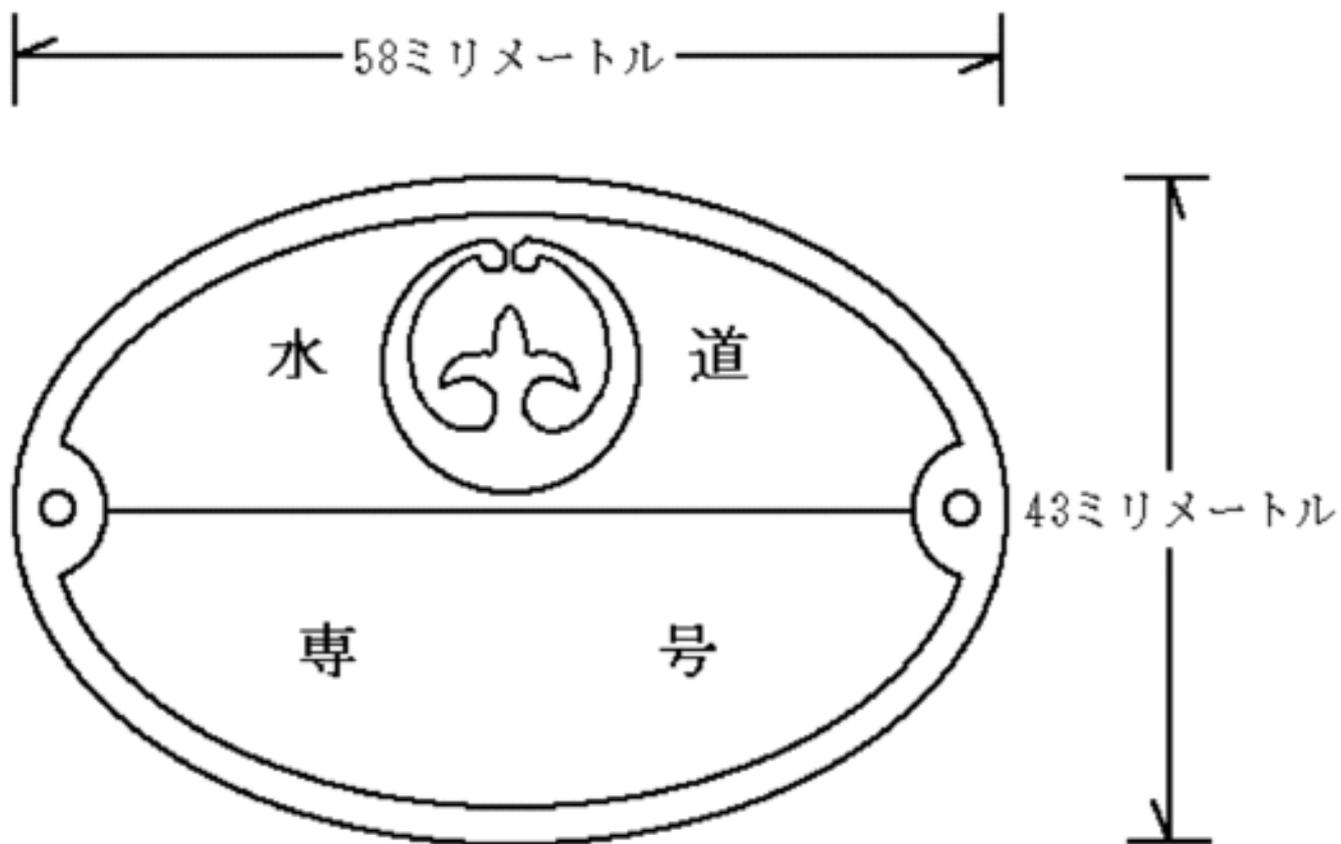
届出者 住 所.....
.....
氏 名.....
電話番号.....().....

私(給水装置所有者)は、次の者を管理人に選定いたしましたので、届け出ます。

管理人 住 所

氏 名
電話番号 ()

様式第5号(第14条関係)
様式第5号(第14条関係)



アルミニウム製(青色)

凹版白文字

様式第6号 削除
様式第7号(第15条関係)
様式第7号(第15条関係)

私設消火栓演習使用届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

水道使用者等 住 所.....
.....
氏 名.....
電話番号.....().....

次のとおり、私設消火栓を消防の演習に使用したいので、届け出ます。

なお、市職員の立会いを願います。

1 私設消火栓の設置場所

2 私設消火栓の種類

量水器付き その他()

3 使用日時

年 月 日()

時から 時まで

給水装置所有者変更届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

届出者 住 所.....
.....
氏 名
電話番号.....().....

次のとおり、給水装置所有者に変更が生じたので、届け出ます。

給水装置設置場所	土浦市	町	番地
水 栓 番 号			
新所有者氏名	㊟ 電話番号 ()		
旧所有者住所氏名	㊟ 電話番号 ()		
変 更 年 月 日	年	月	日

* 旧所有者の所在不明その他の理由により署名押印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを証する書類の写しを添付してください。

課 長	課長補佐	給水係長	係 員

私設消火栓
専用給水装置 消防使用届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

水道使用者等 住 所.....
.....
氏 名.....
電話番号.....().....

次のとおり、私設消火栓
専用給水装置を消防用として使用したので、届け出ます。

1 私設消火栓
専用給水装置の設置場所

2 使用の種類

量水器付き(私設消火栓)・専用給水装置・その他()

3 使用日時

年 月 日()

時から 時まで

(注) 私設消火栓又は専用給水装置のいずれか該当する文字を○で囲んでください。

課 長	課長補佐	給水係長	工務係長	係 員

管 理 人 変 更 等 届 出 書

年 月 日

(届出先)土浦市長

届出者 住 所.....
.....
氏 名.....
電話番号.....().....

管理人に次のとおり変更が生じたので、届け出ます。

変 更 後	住 所 氏 名 電話番号 ()	
変 更 前	住 所 氏 名 電話番号 ()	

給水装置
水道水質 検査請求書

年 月 日

(請求先) 土浦市長

請求者 住 所 _____

氏 名 _____
電話番号 _____ () _____

給水装置
水道水質 の検査を請求いたします。

- 1 検査場所 土浦市
- 2 検査項目 (なるべく詳細に記入してください。)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

(注) 給水装置又は水道水質のいずれか該当する文字を○で囲んでください。

課 長	課長補佐	給水係長	工務係長	係 員

（表面）

第	号									
		立	入	検	査	証				
氏	名						写 真		
生	年	月	日	年	月	日生				
交	付	年	月	日	年	月	日			
有	効	期	間	交付年月日から1年間						
<p>上記の者は、水道法第17条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p>										
								土浦市長	印	

（裏面）

水 道 法(抜 粋)	
(給水装置の検査)	
第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。	
2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	